

て、集計されたもの又は、種類の分類によつて生れてくる結果が夫々資料として、使用されるものであつて、調査された個々の票を使用したり、又、皆さん個々の利害關係を伴うような事は全然ありません。

統計法第十五条に、秘密の保護として、「何人も指定統計を作成するために集められた調査票を統計上の目的以外に使用してはならない」とあり、更に同法第三十九条に「統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又は、これらの職に在つた者が、その職務執行に關して知り得た、人、法人又は、その他の団体の秘密に属する事項を他に漏らし、又は竊用したときはこれを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する」と、法によつても固く禁じられ罰則が設けられております。

すべての調査を直接税金、その他の利害に結びつけた考へ方も一掃していただきたいのであります。

ちなみに因勢調査の結果がどのような事に用いられるかを明記して、皆さんの歎念を払つていただきたいと

思います。
1 国会議員の定数決定
2 地方議会議員の定数決定
3 都市設置要件の決定
4 地方交付金の算定
5 国民所得の推計
6 その他、人口、住宅、労働等の諸施策の基礎資料
7 民間企業の市場調査等
このように皆さんが御迷惑を感じられるような事が全然ない事がおわかりの事と思ひます。
あらゆる調査かそうであるように、皆さん個々の、真実な申告や、記入によつて始めて正確な調査が出来得るわけでありませう。
統計法才五条に、申告の義務として
「政府、地方公共団体の長又は、教育委員会は指定統計のための人、又は法人に對して申告を命ずる事が出来る。」
前項の規定により申告を命ぜられた者が、未成年者若しくは、禁治産者である場合には、(中略)本人に代つて、又は本人を代表して申告する義務を負ふ」とあり同法才九条に、「左の各号の一に該当する者はこれを六ヶ月以下の懲役、若しくは五千円以下の罰金に処する。」

一才五条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者。
(二、三、項略)
以上のように指定統計調査にあつては、夫々皆さんが申告しなければならぬ事になつており、又真実性のない申告、虚偽の申告をした者にあつては罰則が課せられる事になつております。特にこんどの国勢調査では次の八つの項目について調査しますがそのうち一の氏名から六の国籍までは、世帯主又は、世帯の代表者が自分の家族の全員について記入しなければならぬ事になつております。
調査項目
1 氏名

2 世帯主との続柄(関係)
3 男女の別
4 出生年月日
5 配偶の關係
6 国籍
7 昭和十六年末までに生れた人について、九月二十四日(土)から、三十日(金)までの一週間の就業状況、所屬事業所の名称、所在地および事業(産業)の種類仕事(職業)の種類、並に従業上の地位。
8 住居に関する事項等
国勢調査の時期は昭和三十年十月一日午前零時(真夜中)現在を以つて十月三日までに、ちようさ員が担当ちようさ区内の各戸を巡回してちようさすることになつております。
この十月一日より三日までの間を実施ちようさ期間と

云ひましてちようさ員が各戸を訪問して面接ちようさする訳であります。それよりさきに準備ちようさとして九月二十四日土曜日から三十日金曜日までの間にちようさ員がおります。これは九月二十四日から三十日までの一週間の就業状況などをお聞きするわけですからよくその一週間の事を記憶に止めて置いていただきたいのであります。この一週間の間にちようさ員が自分の担当ちようさ区内を巡回し、世帯を漏れなくちようさし、調査表の整理、世帯番号札の貼付け等を行ひ、各戸に夫々実地ちようさ票を配布するわけでありませう。
各世帯にあつては配布され

たちちようさ票を、十月一日の朝のうちに1の氏名から6の国籍までを世帯主又は世帯の代表者が記入して置き、ちようさ員が訪問した際にちようさ員に渡し、尚ちようさ員よりの質問に答えて下されば宜敷いわけでありませう。
以上大体国勢ちようさの意義その他について申述べましたが、主旨をよく承知本ちようさの実施に當つては何卒絶大なる御協力をお願い申上げませう。
尚次に1項より6項までの各項目別に記入の仕方を明記致しますから記入する際の参考として下さい。
1 項の家族の氏名について、世帯主を必ず才一行目に記入すると云ふ事ですがそれから順次妻、子供やそ

の配ぐらう者、孫、両親や祖母、兄弟等のように記入する。
順序を誤つて記入した場合は、しいて訂正する必要はありませんが、記入する前に、あらかじめ別の用紙に一度書いて見てから間違いないかどうかよく確かめながら記入することが望ましい。
九月三十日までに生れた者で、生れてまだ名のないない赤児については「名づけず」と記入し、苗字が同じであつても同、〃、とせずに、全員に苗字を記入すること。
2 項の世帯主との続柄については普通の世帯では、世帯主、妻、次男、長男、長男の妻、長男の長男、母、妻の弟、女中等のように、長男に配偶者かあれば、次男(配偶者なし)の後に記入される。
3 項の男女別を記入するのですが、案外記入漏れが多いから注意すること。
4 項の出生年月日は実際に生れた年月日を記入すること。

明治、大正、昭和などの年号も忘れずに書き入れること。
たとえ同じ年号の者が続いで記載される場合でも同、
々とせず一行一行に、年号を書き入れること。
5 項の配偶關係は、届出の如何によらず實際の状態を次の要領で書いて下さい。
◎妻又は、夫と離別して独身の人は「離別」
◎妻又は、夫と死別して独身の人は「死別」
◎現在妻又は、夫のある人は「有(内縁であつても有とする)」
◎まだ結婚したことのない人は「未」
◎結婚して死別し、離婚して離別したような場合は最後の關係をとり離別とする。
6 項の国籍については、日本は日、その他は、朝鮮、アメリカ、イギリス等のように記入し、二つ以上の国籍を有している者は、全部書いて下さい。
尚これらの記入にあたつては次の事に注意して下さい(1)かならず青インキか黒で記入して下さい。
ボールペンや鉛筆は、消えてしまふおそれがありますから、使わないようにして下さい。
(2)同じことを書くときでも「〃」「同」などとしなくて書いて下さい。
(3)文字はかい書ではつきりと書いて下さい。

銃砲刀剣類等

所持取締令の改正について

この度銃砲刀剣類等所持取締令改正され左きの点特に注意を要しますのでお知らせ致します。
一、空気銃(金属性弾丸を発射する機能をもつるものは北海道公安委員会の認可

がなければ所持することが出来なくなりましたので現在空気銃を持つて居る人は早急に警察へ手続きをして下さい。
一、認可を得て所持する銃、空気銃でも狩猟等に從事する以外はおおいをかぶせ、容器に入れる等直ちに

昭和三十年度

秋季予防接種実施について

昭和三十年度秋季シフテリア、百日咳、種痘、百日咳予防接種を次の日程により実施致します。

実施期日については公文書及び共同聴取によりお知らせ致しますが本弘報を御利用の上、必ず接種を受け下さい。なを該当者は次のとおりです。

△ シフテリア

一、生後六ヶ月以上十二ヶ月迄の者

二、米春小学校へ入学する者

三、米春小学校卒業する者

△ 種痘

一、生後二ヶ月以上、十二ヶ月迄の者

二、米春小学校へ入学する者

三、米春小学校を卒業する者

△ 百日咳

一、生後三ヶ月以上六ヶ月迄の者

二、生後十五ヶ月から二十ヶ月迄の者

△ 接種料金

一、シフテリア 一回十円

二、種痘 十円

三、百日咳 一回五十円

昭和三十年度秋季シフテリア、種痘、百日咳予防接種実施日程表

地区名	シフテリア	百日咳	種痘	場所	時間
佐呂間	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	町議事堂	午後一時—四時迄
知来	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	知来小学校	午前九時—十一時迄
富武	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	富武小学校	午前九時—正午迄
浪速	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	浪速小学校	午後二時—三時半迄
若里	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	若里小学校	午後一時—二時迄
浜佐呂間	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	浜佐呂間出張所	午前九時—正午迄
仁倉	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	仁倉小学校	午後一時—三時迄
幌岩	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	一回二回三回一回二回三回	幌岩小学校	午後一時—三時半迄

生活改善定銭会実施要綱決る

仁倉東生活改善実践会に於いては、去る八月二十六日午後七時より東会館において本年度定期総会を開催

(4) 数字はすべて1、2、3などの算用数字で書いて下さい。

(5) 書きまちがえたときは、インキ消して消したり、紙をはつてその上に書いて下さい。

一、実践部落先進地の視察について(九月四日に決行)

二、貯蓄の励行について(毎月二十五日とする)

三、流溜の改良について

四、家計簿記入励行について

五、その他

当町役場に於いては此の機会に大いに普及徹底を為し全町を一九とした組織を結成する事となつた。

国保協力健康家庭

表奨さる

北海道国保団体連合会では三ヶ年間医療給付を受けず且つ三ヶ年間保険料を完納した家庭を保険事業の運営上大なる協力者として表奨する事になつたが去る八月十九日留萌市に於いて開催された第七回全道国保振興協議大会に於いて本町の次の者が夫々表奨された。

星明吉 池田友三郎
阿部熊蔵 鈴木三蔵
杉谷くにあ 及川栄一
福田松三郎 近藤昇

時の言葉

人格性を持つた人間に育て上げるためには親と先生の橋をかけましょう心の小径をつくりましょう下水を掘つて清らかな水を流しましょう

佐呂間町遺族会

輝やく全道表彰

全道遺族連合会主催による全道戦死者合同い霊祭並びに十周年記念式は八月七日旭川市全道戦死者納骨堂前に於いて盛大に挙行され佐呂間町遺族会からも七名の方か参拝しました席上国崎連合遺族会長より優良遺族会として佐呂間町遺族会功労者として大橋興三氏(町遺族会長)。孝子として成ヶ沢朝子(北)さんが夫々表彰された。

「北光学園」

基金造成演劇発表会開く

北光学園は、東北道唯一の児童施設として昭和二十七年九月生田原町に開設されました、北光学園には親のない子、親の無理解のため虐待を受けた子供更に生活が貧しいため親が子供を養育できないため学園で育てるなど社会から見捨てられた可哀想な子供達で現在九十五名の子供が学園の暖い愛の手により育てられてゐます、しかしこの学園も国費、道費の削減によりその経営は非常に困難となつたため学園では演劇部を創設学園の実情を皆さんに訴え御同情を願うため本町では二十四日仁倉公民館二十八日知来公民館三十日佐呂間国際劇場で演劇発表会を開催しました処各所で多大の協助力をいただきました感謝を申し上げます。特に開催地としてお互いのつながり心の橋をかけるならば、何事も渡りやすくなるのでは無いでしょうか。

国保運営委員

選任さる

佐呂間町国民健康保険の運営について万全を期するため運営委員の制度を設けてありますが比の任期満了に伴ひ選任の結果前任者が全員再選せられました。

医師 高橋二郎

公益代表 佐藤元信
菊地周蔵
山内邦良
山内春芳
田村 稔
船木長蔵
津田市蔵
神達 要
黒岩寛策
林 葆

被保険者

管内九月の

長期予報並に病虫害警報

九月上旬はまだ太平洋高気圧が一時本道に張り出しませんが、其の後は移動性高気圧が通過し秋形の気圧配置となりましよう。

台風は一回か二回本道に接近上陸する可能性がありませう。天気は大体週期的に変わりますが、上旬来から中旬にかけて及び下旬には一時つづいた天気が続きませう。

気温は平均では大体平年並又はやや低くなりませう。降水量は大体やや多目となりませう。

次に今後の病虫害発生について道立農業試験場北見支場より次の通り警報がありましたので防除には万全を期していただきます。

一、夜盗虫 豌豆甜菜に主として加害して居り一回発生は多発生はしなかつたのでありますが、本虫の特性として高温の際には大発生を見るので才二回目は(現在)大発生をすることあり過去の事例から見て明でありますのでDDT剤によ

農産係

防除を行うと共に才二回の発生に注意して発生初期の最も防除効果のある時に絶滅を図ること
二、マメシクイガ 大豆の生育が早くなつて居りますので大害が予想されます結茂期又は直後にDDT一〇%粉剤の撒布を行うこと(註一〇%以下のもの及びBHCは効果がない。)

八月行事表

八月一日 庁内課長会議開催 於課長室
二日 宗教法人に関する説明会出席の為佐藤諭書き速軽町え
三日 五日才五回全道社会福祉大会出席のため有川課長網走市え
四日 七日諸懸案事項接衝のため船木町長札幌市え
四日 林業奨励打合せのため土田助留田町え
四日 七日 公営住宅建築事務打合せ及び火葬炉新設工事打合せのため佐藤課長札幌市え
六日 保育所の遠足富武土浜え
七 八日 全道戦死者慰霊祭に遺家族参拝旭川市、中村主事、引卒遺家族七名
八日 開拓耕馬購買 於種馬所
八日 北見地区税務協議会出席のため仲川課長岸本主任北見市え
八日 十日 高度集積地区指定陳情並に管内総合開発期成会出席のため船木町長札幌網走市え
九日 管内総合開発期成会総会出席のため土田助役北見市え
十一 十二日 常呂郡プロツク庶務主任者会議於会議室
十五日 自家用電気利用組合運営協議会出席のため相田課長北見市え
十六日 農業委員会 於議事堂
十七日 町議会総務委員会

於心接室、貸付牛組合総会 於議事堂
十七 十八日 農地開発建設工事打合せ及び才二回入殖増反選定部会出席のため木下主事網走市え
十七 二十一日 全道国保大会並びに才一回北海道広報研究会出席のため玉井町議有川課長留網走市え
十九日 遠軽家畜保健衛生所管内町村ブロック会議 於會議室
二十日 遠軽地区町村長、議長会議出席のため船木町長、山内議長遠軽町え
二十一日 秋元水産普及員常呂町え
二二 二三日 昭和三十年国勢調査指導員会議出席のため木下主事田町書記網走市え
二二 二三日 道路整備五ヶ年計画資料作成提出のため佐藤課長、上城技手網走市え
二三日 定例才二回町議会開催 於議事堂
花村法務大臣、松田閣発政務次官、小泉法務務次官視察に来町

二四日 教育委員会開催
二四 二五日 結核精査
二六日 於議事堂
二六日 於浜佐呂間校
二四日 昭和三十年度耕土耕養事業促進協議会出席のため大橋書記北見市え
二四日 北光学園資金造成演劇会開催 於 仁倉公訓子府町え
二八 九日 北海通統計講習会出席のため木下主事札幌市え
三十日 公営住宅新設工事入札 於心接室
二八 九月一日教育長講習会出席のため土田教育長釧路市え

乳幼児一斉検診実施についてのお知らせ

昭和三十年年度乳幼児一斉検診を次の日程により実施致します。本報弘利用の上該当者は必ず検診を受け
該当者は生後二ヶ月以上十ニヶ月迄の者
検診料は無料です
なお検診後審査の結果優良児十名を選出し表彰する

昭和三十年年度乳幼児一斉検診実施日程表

地区別	月	日	時	開場	所
佐呂間	九月	十二日	午後一時より三時迄	町議事堂	
知来	九月	十二日	午前十時、十一時半迄	知来小学校	
富武士	九月	十三日	午前九時、正午迄 午前二時半、三時半	富武士小学校 觀光協会	
浪速	九月	十三日	午後一時、二時迄	浪速小学校	
若里	九月	十四日	午前九時、十時半迄 午前十一時、正午迄	若里小学校 駅前	
浜佐呂間	九月	十五日	午後一時、三時まで	役場出張所	
仁倉	九月	十五日	午前十時、十一時半	仁倉小学校	
幌岩	九月	十六日	午前十時、十一時半まで	幌岩小学校	

昭和三十年度 施行臨時事業

その他の予算措置なる

去る八月二十三日開会の本項の内本年度施行する臨時議決において議決された、時事業其の他主なる工事費一般会計追加更正予算(別)は次の通りである

(単位千円)	
富武士中央橋梁設工事費	四二七
富里橋架換工事費	一八
紅葉橋架換工事費	一八
貨物自動車修理費	一五〇
備品費	一〇〇
佐呂間市街側溝施設分損金	二二五〇
佐呂間小学校屋根替替工事費	一七八
富武士小学校校長住宅修理工事費	一〇〇
浜佐呂間小学校校舎新設工事費	一七二二
富武士中学校増築工事費	一四九
佐呂間高等学校校舎新設工事費	八〇
仁倉校教員住宅改修工事費	一〇〇
幌岩校教員住宅改修工事費	四八三〇
公営住宅新設(一〇戸)竣工工事費	四〇〇
蘇尿処理槽新設工事費	四六
山火予防用管刈鎌水のうその他諸費	五〇〇
乳牛(一〇頭)購入費	七〇
種牡羊(二頭)購入費	一五〇
土地改良石灰購入補助	一〇〇
サイロ設置補助	一〇〇
尿溜堆肥場設置補助	一〇〇
農業技術振興会補助	三〇〇
種馬購入補助	五二八
巡査部長派出所新設竣工工事費	

造林地下刈人夫賃その他植林費
佐呂間町総合開発期成会補助
網走土木現業所築設負担金

六〇六
一〇四
七三

サロマ湖観光写真

入選者発表

「サロマ湖に取材した自由」募集した応募作品の内八月作品の課題で佐呂間町観二十九日審査会の結果次の光協会並に天光堂カメラ部 作品が入選したので発表致、石村カメラ店主催による します

準特選	夕暮の佐呂間湖(一)	田中利行
一等	サロマ湖展望	秋元鴻一
二等	夕映のサロマ湖(一)	仙田乾二
	夕映のサロマ湖(二)	仙田乾二
三等	夕暮のサロマ湖(一)	田中利行
	湖畔の朝	秋元鴻一
	湖畔の夕	秋元鴻一
	湖畔の朝	仙田乾二
佳作	サロマ湖畔	山田定雄
	サロマ湖	相田政之

佐呂間中学校生徒作品

指導 佐藤キミ

夏休み終えて友達の足軽し 肌しみてさよなら告げる渡り鳥	逢沢昌子
秋風に揺れる稲穂の笑もしき	同
佐呂間山今日は静かに横たわる	同
秋の夜さみしくぬれる月見草	同
夕すずみ遠く聞ゆる盆だいこ	永井勝郎
町角のトモロコシの香をかく	同

評 秋風に揺れる稲穂の笑もしき 家庭の手助けとして野良仕事にたづさわつている子供等にひそかに豊年を祈り暑さのための汗なんかおしげもなく、ほのかに感ずる秋風、彼女のこの情景にみる時

花は散る

花は散る、時は過ぎ行く、人は去る。
彼の遺骸を飾る花束は生前彼が奮闘に疲れたる日の食卓に
只一枝ずつでもはしかつた花は散る、時は過ぎ行く、人は去る。
彼の葬場に聞く同情讃歌の千言万語は。
生前彼が世の無情と戦う苦悶の日に。
只一言ずつでもはしかつた愛の花は咲くこと運きに過ぎたり

あとがき

危日の二十十日も無事過ぎらぬ家、職場の生さえ安からぬ殺風景の生活に苦吟しているだから自暴自棄の結果による陰さんの記事が日日の新聞面を一杯に埋めているのだ

新生活運動は云われなくとも自然的にわれ、庶民級には実行せざるをえないし又そうした生活合理化を計らなければ生きていかれない現状である。願はくばすべからく、政府政治家自体が強く反省して日本の隅隅にまで善政をしいて戴き度いさすれば明るいたのしい生活がでるのである

◎八月が過ぎて九月の声を耳にするととなんとなく北のさい果の、われわれには冬の準備に心忙しい物無高にして且懐具合の思わしからぬ庶民的な吾輩は今から心しなければならぬ、貧しき生活ながらもそこに耐え忍んで明るい生活の安定に心しなければならぬと思う、お互に日目の心の修養に務め明るい希望ある社会の建せつに努力しましょう

給、家と云ふ名に適わしか